

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成31年3月1日（金） 14時00分～15時30分

2 会場

県庁南棟4階B会議室

3 出席者名

藤井会長、清野委員、西川委員、山本委員、飛澤委員、佐川委員
商工政策課 船水課長他2名

4 議事の概要

(1) 議題1 会長選任

委員の互選により藤井委員を会長に選任。

(2) 議題2 前回（平成30年12月3日）の議事概要及び届出状況等について、事務局から、前回の審議概要、現在の届出状況等について説明を行い、議事概要として承認された。

(3) 議題3 届出案件について

■【(仮称) トヨタカローラ青森本社に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 計画地周辺は元々交通量が多く、朝夕は渋滞が発生するような場所であり、店舗出店により周辺交通へ与える影響は軽微であると思われる。
- ② 身障者用駐車スペースは設置するのか、設置者へ確認が必要である。
→店舗1階の出入口に近い位置に設置する計画であることを確認。
- ③ 夜間の騒音レベルの最大値が基準値を超えている地点が少なく、店舗開店による騒音の影響は小さいと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で超過しており、再予測についても基準値を超過している地点があることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者、自転車の安全対策について、付近に小学校、中学校及び高等学校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【マエダストア八重田店に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 店舗面積を拡大するものであるが、大規模な改修ではないことや、内装の工事のみであることを考慮すると、騒音の影響はそれほど大きくないと考えられるため、問題ないのではないか。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で超過していることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者等の安全対策について、付近に小学校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【(仮称) マックスバリュ八戸上組町店に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 夜間の騒音レベルの最大値の予測値が、基準値をかなり超過している。住民から意見は出ていないものの、計画地周辺は元々、住宅に囲まれた静かな場所であったため、騒音による影響が心配である。
- ② 近隣に小学校と高等学校があるため、歩行者等の安全対策について、設置者側へ配慮を求めることが必要である。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致したが、付帯要望については、事務局案の文言を修正、追加し、下記のとおり求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で超過しており、再予測・再々予測についても基準値をかなり超過している地点があり、また、住宅エリアに新たに店舗をつくることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 バス交通量の多い市道に面していることから、搬出入車両による事故や、店舗周辺の歩行者等の安全対策について、十分な配慮を行うこと。
- 3 店舗周辺の歩行者等の安全対策について、付近に小学校、高等学校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。